

「道路工事中の事故における発注者責任等について」

国土交通省 北海道開発局建設部 建設行政課企画係長
伊藤 政美

1 はじめに

発注する工事の種類・規模によっては、関係者が複数となり、万一事故等が起こった場合、関係者間における責任の所在も複雑で、対応に苦慮することもあるかと思えます。そこで、今回は、加害者が複数〔発注者（県）元請業者、下請業者〕の場合の責任について解説をしたいと思います。

2 概要

自転車に乗っていた被害者が、バリケード等の保安設備を設けていなかった県道工事現場の陥没部分に自転車の前輪を取られて転倒し、死亡した事故について、道路工事の請負業者A及び下請業者B並びに発注者である県に、それぞれ民法715条、716条但書に基づく損害賠償責任を認めた事例（東京地裁平成8年12月26日判決）。

3 要旨

【請負業者及び下請業者の責任】

請負業者Aは元請人として、下請業者Bは下請人として、本件工事を実施したが、本件事故現場付近の植栽帯から植木を撤去したままで、工事を中断したのであるから、交通安全のための措置を講ずべきであったものというべきである。ところで、本件事故現場付近の植栽帯の植木が撤去された後の状態は、転圧がされず土壌が軟弱なままであった上、土砂部分がアスファルト舗装された歩道部分から5°～10°陥没している部分や、アスファルト舗装された歩道部分よりも盛り上がっている部分があり、しかも、本件事故現場付近は、夜間は街灯が点灯せず、付近が薄暗かったのであるから、被告A及びBの作業従事者は、交通

の安全の確保及び公衆災害の防止の見地から、第三者が工事中断中の植栽帯に入り込むことのないように、バリケード等でその周囲を囲み、夜間は保安灯、照明設備を設置すべき義務があったものというべきである。しかし、被告Aの現場代理人甲は、夜間の照明の程度を十分に調査することなく、本件事故現場の植木を撤去した後の部分に何らの保安措置を採らなかったのであるから、過失があったというべきである。また、被告Bの現場代理人乙も、甲の指示があったにせよ、これに異論を述べることなく、本件事故現場付近からバリケード等をすべて撤去し、植木を撤去した後の部分に何らの保安措置を採らなかったのであるから、過失があったというべきである。

本件事故は、自転車を運転していた被害者が、植木を撤去した後の陥没部分に入り込み、右自転車の前輪を取られて転倒したために発生したものであるから、被告A及びBの職員の過失と本件事故の発生との間には相当因果関係が認められる。従って、被告A及びBは、民法第715条に基づき、原告らに生じた損害を賠償する責任を負う。

【被告県の責任】

被告である県は、本件工事の注文者である。バリケード等の保安措置は、請負契約上、一次的には請負人として現実に本件工事を施行する被告A及びBが行うべき義務を負っていたものといえることができるが、注文者である被告県においても監督員を通して、請負契約の履行について請負人に対して指示する権限及び災害防止上のため特に必要があると認めるときは、請負人に対して臨機の措置を求める権限を有していたのであるから、請負人の採った具体的保安措置が交通安全の確保及び公衆災害の防止の見地から十分でない場合には、監督員においてこれを指摘し、十分な保安措置を採るよう指示することができたとい

うべきである。そして、右の指示を怠ったことにより、第三者が損害を被った場合には、不法行為による責任を負うと解すべきである。

本件において、県の監督員は、被告A及びBの担当者に、何らの保安措置を採らずに放置した過失があったといえる。即ち、県監督員は、本件工事現場付近の植木を撤去した後の状況を認識していたのであるから、右植木撤去後の部分が客観的に危険性のある状態であったことに加え、本件道路が県道であったことにも鑑みれば、本件事故現場付近の植木を撤去した後に、照明を十分施した上、バリケードやカラーコーン等で右植木撤去後の土砂部分を囲む等の保安措置を採るよう、被告Aの担当者に指示すべき具体的義務を有していたというべきところ、県監督員は、何らの指示もしなかったのだから、その指図に過失があったものというべきである。そして、右過失と本件事故発生との間には相当因果関係が認められるのは前記の通りである。従って、被告県は、民法第715条、第716条但書に基づき、原告らに生じた損害を賠償する責任を負う。

4 解説

助手：先生、どうしたのですか？ぼんやりして。

先生：うん、卒業したゼミ生は元気かなと、ふと思ってね。短い間のゼミだったけどね。

助手：元気に活躍していますよ、きっと。

先生：そうだと良いね。ところで、今年はゼミを担当していないから、何か新しいことでも始めようかな。

助手：前向きですね。春らしくて良いと思います。

先生：ということで、これからテニスに行きます。お疲れさまでした。

助手：先生、まだ解説が終わっていませんよ。今回の事案は、使用者責任と発注者責任です。

先生：では、まず使用者責任（民法715条）について説明してくれるかな。

助手：はい。使用者責任とは、他人に使用されている者が、使用者の事業を執行する際に、他人に対して違法に損害を加えた場合、使用者に賠償責任を負担させようとするものです。本件事故は、業者A及び業者Bの各職員の過失によって発生したものであることから、使用者である業者A

及び業者Bが責任を問われているのです。

先生：使用者の免責規定があるよね。

助手：民法715条1項但書が、被用者の選任や仕事ぶりについて、十分監督していた場合に、使用者の免責を認めています。

先生：そうだね。ただ、使用者の免責は容易には認められず、実際上は、無過失責任に近くなっているんだ。

次に、発注者責任（民法716条）について説明してくれるかな。

助手：発注者責任とは、発注者が請負人に対してした注文又は指図に過失があり、それが原因で、他人に損害を与えた場合、発注者も責任を負うというものです。

本件では、発注者である県の監督員は、植木撤去後の状況を認識しており、事故防止のために保安措置を採るよう指示する具体的義務があったにも関わらず、何らの指示もしなかったことに注文や指図の過失があると認定しています。

先生：発注者と請負人との間には、使用者と被用者のような指揮監督関係がないため、誤った指図等をしなければ、発注者が、請負人の行為の責任を負うことはないと思いがちですが、指示をしないことを過失と認定されることもあるということに注意が必要だね。

助手：先生。お昼休みにケーキを買ったんですよ。休憩しませんか？

先生：いいねえ。早速、紅茶をいれよう。

助手：＼（・<）／。先生、ほんと甘い物が好きですね。